

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年2月7日

【会社名】 株式会社大和証券グループ本社

【英訳名】 Daiwa Securities Group Inc.

【代表者の役職氏名】 執行役社長 中田 誠司

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03(5555)1111

【事務連絡者氏名】 財務部長 平井 鉄心

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03(5555)1111

【事務連絡者氏名】 財務部長 平井 鉄心

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 0円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の
合計額を合算した金額 599,000円
(注) 1. 本募集は、平成29年6月28日開催の当社第80回定時株主
総会の特別決議及び平成30年1月30日開催の当社執行役
会決議に基づき、ストック・オプションを目的として新
株予約権を発行するものであります。
2. 募集金額は、ストック・オプションとしての目的で発行
することから無償で発行するものといたします。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年1月30日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成30年2月7日に四半期報告書(事業年度 第81期第3四半期(自平成29年10月1日 至平成29年12月31日))を関東財務局長に提出したことに伴い、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものがあります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

(添付書類の削除)

・第81期第3四半期(平成29年4月1日から平成29年12月31まで)の業績の概要

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

(訂正前)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第80期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
平成29年6月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第81期第1四半期(自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
平成29年8月9日関東財務局長に提出
事業年度 第81期第2四半期(自平成29年7月1日 至平成29年9月30日)
平成29年11月10日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成29年7月3日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第80期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
平成29年6月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第81期第1四半期(自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
平成29年8月9日関東財務局長に提出
事業年度 第81期第2四半期(自平成29年7月1日 至平成29年9月30日)
平成29年11月10日関東財務局長に提出
事業年度 第81期第3四半期(自平成29年10月1日 至平成29年12月31日)
平成30年2月7日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成29年7月3日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

参照書類である有価証券報告書(第80期事業年度)又は四半期報告書(第81期第1四半期及び第81期第2四半期)(以下「有価証券報告書等」という)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

(訂正後)

参照書類である有価証券報告書(第80期事業年度)又は四半期報告書(第81期第1四半期、第81期第2四半期及び第81期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」という)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。